

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市	蕨岡地区(藤、上分、下分、内川、伊才原)	令和4年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	157.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	82.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	32.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	69.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	31.4 ha

2 対象地区の課題

(藤) 基盤整備済農地と未整備農地が混在する地区であり、水稻栽培を中心として概ね耕作・管理がされている。今後5～10年後は、地域内の経営体で耕作を維持できるが、更にその後を見据えた場合、担い手となる経営体もなく、高齢化・後継者不足が課題となることが想定される。
(上分) 基盤整備済農地と未整備農地が混在する地区であり、水稻栽培を中心として今のところ概ね耕作・管理がされている。今後5～10年後は、高齢化・後継者不足により耕作困難となるところが出てくることが想定される。
(下分) 基盤整備済未整備の農地が大部分となっており、水稻栽培、露地・施設園芸が行われている。水稻においては、中心経営体による農地の集積が進んでいる。山間地の農地を除いて荒れている荒廃農地はほとんど無く、畑も概ね耕作されている状態。将来的に基盤整備事業の導入が検討されており、集落営農組織との関わりも含め、農地の集積が課題となる。
(内川) 基盤整備済農地と未整備の農地が混在する地区であり、水稻栽培を中心に、露地、施設園芸も行われている。内川地区には荒廃農地もほとんど無く、地区の担い手や集落営農組織を中心に耕作・管理がされている。将来的には次世代型ハウスの導入が検討されているが、具体的な段階には至っていない。中心経営体の担い手や集落営農組織、地区外からの雇用等も含め地区の農業の振興を図っていくことが望まれる。
(伊才原) 基盤整備済農地と未整備農地が混在する地区であり、水稻栽培を中心として概ね耕作・管理がされている。今後5年程度は、地域内の経営体で耕作を維持できるが、それ以後は地域内の担い手不足により、山間部を中心に耕作放棄地が増加することが予想されるため、地区外を含めた担い手の確保が喫緊の課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(藤)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体は少なく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る。

(上分)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体は少なく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、集落営農組織への集積、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけることも含めて、農地の利用・集積を図る。

(下分)

施設園芸の経営体は規模拡大による農地集積が考えられ、水稻においては、一定担い手が存在するため、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。今後、地域内の中心経営体と体制整備した集落営農組織を中心に農地の集積を図っていく。

(内川)

水稻については地区内の中心経営体である担い手や集落営農組織に集積を図ることにより5年～10年は営農や農地の維持管理の目途は立っている。露地野菜や施設園芸についても一定担い手は存在する。

しかし、更にその後を見据えた場合、地区内での新規就農者の育成や他地区の経営体を地区の担い手として位置付けていくことも含めて農地利用・集積を図っていく。

(伊才原)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体は少なく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、集落営農組織への集積、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地であることが必要であるため、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(基盤整備への取組方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、主食用米については、収益性の高い「しまんと農法米」や「特別栽培米」の栽培に取り組むとともに、園芸作物の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。